委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は，「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に基づき実施しなければならない。なお，これらに定めのないもので，港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県ＨＰ）：「委託業務共通仕様書について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第４条　当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満の土木工事に係る測量，設計，試験及び調査の委託業務（建物調査，不動産鑑定，除草，現場施工管理等の委託業務は除く）は，別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。

２　前項の対象業務の受注者は，契約時，評定の実施の意向について，「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし，成績評定を希望した場合において，完了時，変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は，評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）
徳島県HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/

（ウィークリースタンス）

第５条　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２　前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３　ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。

４　受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
５　ウィークリースタンスの取組は，業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第６条　本業務は，円滑な業務の実施と品質の向上を図るために，受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する，業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
２　受注者は，業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし，中間打合せ時等，必要に応じて修正をするものとする。

（Ｗｅｂ会議【発注者指定型】）

第７条　本業務は，建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ会議（発注者指定型）」の対象業務であり，別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。
２　Ｗｅｂ会議は，業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領
徳島県HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

（本業務の特記仕様事項）

第８条　本業務は，「道路橋定期点検要領（平成31年2月　国土交通省道路局）」に基づき実施し，特記事項は次のとおりとする。

（点検計画の精査等）

第９条　当初計上している点検方法（使用機械等）は想定であるため，受注者が現地踏査等に点検方法や交通規制について精査すること。また，交通規制に伴う橋梁については，規制方法や規制時間帯の関係機関（所轄警察署等）と十分に事前協議すること。これらの結果を踏まえて受注者が点検計画書を作成し，受注者と協議した上で，実施の点検方法や通行規制を決定するものとする。
２　前項の協議の結果，足元条件，直接経費，安全費が変更になる場合は，設計変更の対象とする。

（調査日報等の提出）

第１０条　受注者は次の書類に提出すること。
〇調査日報
　調査日数を正確に把握するため，次の内容が分かる日報をメールまたはファックスにて毎調査日毎に提出すること（様式は自由）。
・調査日時
・調査橋梁
・調査従事者全員の氏名，役職，保有資格
・使用した資機材
〇資機材，交通誘導員の書類
　資機材や交通誘導員の実使用（配置）日数を把握するため，次の書類を提出すること。
・橋梁点検車，高所作業車のリース伝票の写し
・交通誘導員の勤務伝票（警備会社発行のもの），有資格者（誘導員A）の資格証の写し
・交通船の勤務伝票
※自社の資機材を使う場合等でこれらの書類が準備できない場合は事前に監督員と協議すること。
・これらの集計表
〇状況写真
・調査状況が分かる写真を提出すること。
（点検人数，使用する資機材，交通誘導員の配置状況が分かるように）

（定期点検時の留意事項）

第１１条　点検時に次の作業も同時に行い，点検調書に反映させるものとする。

１）橋梁の全景写真を撮影し，点検調書（写真帳）に入れること。

・路面上の全景（起点側，終点側）

・橋梁側面の全景（両側）

※側面の写真は，山岳の橋梁などにおいて，撮影が不可能な場合は除く。

２）耐震工事（落石防止装置，変位制限装置（水平力分担構造含む），沓座拡幅，下部工補強など）の有無を調査すること。

・調査結果を点検調書等に記載すること。

・実施済み橋梁については，その事実が分かる写真を撮影し，点検調書（写真帳）に入れること。

・点検時に分かる情報の範囲内で，現在の耐震基準に対して十分であるかどうか考察し，点検調書に記載すること。

・必要に応じて現地で桁かかり長や部材の計測を行うこと。

３）近接目視の際には，次の作業も行うこと。

・コンクリート構造物（鋼板接着等の補強材を含む）の損傷程度を正確に把握するため，打音調査を併用すること。

・コンクリート構造物に「うき，剥離，鉄筋露出」がある場合は，健全部及び損傷部のかぶり厚を計測すること。

・ボルト及びリベットのゆるみや内部破損の有無を把握するため，打音調査を併用すること。

・ボルトのゆるみがある場合は再締め付けを行い，ボルトが無い場合は，新たにボルトで締め付けること。

・鋼構造物の腐食程度で正確に把握するため，表面錆や劣化塗膜を部分的に撤去し，減肉量を測定すること。（正規の部材厚に対して何割程度減肉しているか把握すること）

・既設防鳥ネット等が破損していた場合，監督員と協議の上，再設置すること。
その場合設計変更の対象とする。